☆介護タクシーなどで医療的ケア児の通学を支援 来年度から 大阪府教委 毎日新聞 2019年2月1日

https://mainichi.jp/articles/20190201/k00/00m/040/213000c

> 大阪府教委は、たんの吸引など日常的に医療的ケアが必要な子ども(医療的ケア児)で送迎が難しく、学校に通えない児童・生徒を支援する事業を 2019 年度から実施する方針を決めた。介護タクシーに看護師が同乗する仕組みで、新年度予算案に運営費約 2500 万円を計上。モデル実施を経て21 年度の本格運用を目指す。

府教委によると、支援学校の医療的ケア児のバス通学は、走行中にたんの吸引などが必要な場合、安全性が確保できないため、原則禁止している。乗車中の吸引が不要で主治医の許可がでた場合は認められる。18年度は支援学校に在籍するケア児のうち、160人がバスを利用できず、うち約130人は保護者らが送迎して通学しているが、残る約30人は保護者に運転免許証がないなどの理由で学校に通えず、自宅に教諭が赴く訪問教育を実施している。

モデル実施の対象は訪問教育を受ける児童が在籍する 5 校 5 人 (新入生含む)。検証を経て 21 年度には通学バスに乗れない全員を対象にすることを目指す。

ケア児の介護タクシーを利用した通学では、大阪市教委が 15 年度から独自に看護師が同乗する事業を実施しているが、利用を希望する保護者に対し、看護師が不足しているという。登下校の送迎

時間のみに働ける看護師が少ないとみられ、府教委は訪問看護ステーションなどに派遣を委託することで、安定的な人材確保を検討する。

16年の文部科学省の調査によると、全国の公立特別支援学校に通う子どものうち、約6割の保護者らが登下校に付き添っていた。 うち9割以上の保護者が車を移動に利用しており、改善を求める声が恒常的に寄せられている。

…などと伝えています。



△平成 31 年度当初予算(部長復活要求) 医療的ケア通学支援事業費

大阪府HP予算編成過程公表トップ > 平成31年度当初予算部長復活 > 一般会計

*目的

通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない児童生徒の通学のための体制を整備し学習機会を保障する。

*内容

- (1) 特別支援教育就学奨励費の活用により、介護タクシー等車両の利用経費を措置する。
- (2) 国事業の活用により、介護タクシー等に同乗する看護師及び通学が可能となることに伴い校内の医療的ケア体制整備のための看護師を学校に配置する。
- (3) 福祉との連携により、車両及び看護師を確保する。

*対象

通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない児童生徒が在籍する学校。

…などと予算案内容とともに掲載されています。